様式第１号（第３条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

 　令和７年　 月 　 日

 兵庫県知事 様

 　　　　　　　　　 住　　所

 　　　　　　　　　 団 体 名

 代表者名

 電　　話　（　　　）　　　　－　　　　番

 電子メール

令和７年度において、ひょうごオープンイノベーション推進事業費補助事業を下記のとおり実施したいので、補助金 　　　　　　 　　 円を交付願いたく補助金交付要綱第３条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の内容及び経費区分 （別記）

２　事業の着工予定年月日 　 令和　　年 月 日

 事業の完了予定年月日 　 令和　　年 月 日

３　添付書類

　　・補助事業計画書（別紙１）

　　・経費明細書（別紙４）

別 記

 収 支 予 算 書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  科 目 |  予 算 額 |  摘 要 |  |
| 補助金 |  円 | ひょうごオープンイノベーション推進事業費補助 |
| 自己資金 | 円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  科 目 |  予 算 額 |  摘 要 |  |
| ○○費 |  円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

 （注） 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第１号の２（第３条関係）

**誓　約　書**

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

１　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて

(1) 条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としないこと。

(4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

２　補助金申請時の留意事項について

(1) 兵庫県産業労働部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。

(2)　補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4)　偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

(5)　暴力団等であるとき。

２ 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

３ 知事は、第１項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。

４　前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

(2) 地方自治法第221条第２項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

　令和７年　　月　　日

　　　兵庫県知事

齋藤　元彦　様

 　　　　 住 所

 　　　　　 団 体 名

 代表者名

 電　　話　　（　　　）　　　　－　　　　　番

 電子メール

別紙　１

**補助事業計画書**

１　補助事業の目的及び内容

２　実施計画

※どのような社会課題・地域課題に対応するか明示すること。

３　経費

　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業区　分 | 経費区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経　　費 | 補助金申請額 | 経費明細 |
| ひょうごオープンイノベーション推進事業 | ○○費 | 円 | 円 | 円 | 別添「経費明細書」のとおり |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （　合　計　） | 円 | 円 | 円 |  |

４　ひょうごオープンイノベーション推進事業におけるイベント等への参加日（過年度および今後の予定含む）

　・

　・

　・

別紙　４

**経費明細書**

|  |  |
| --- | --- |
| ■○○費【内訳】 | 円円 |
| ■○○費【内訳】 | 円円 |
| ■【内訳】 | 円円 |
| ■【内訳】 | 円円 |
| ■【内訳】 | 円円 |
| 小　計 | 円 |

* これまでに本県へ提出したことがある場合や変更がない場合は提出不要です。

この登録書は、兵庫県の機関の１箇所に提出してください。

**債　権　者　登　録　書**

改正日：令和３年１月１日

|  |  |
| --- | --- |
| □　新規□　変更 | ※１　変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。□　住所の変更　　□　氏名・法人名の変更　　□　電話番号（代表）の変更　　□　振込先の変更　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※２　変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の欄は全て記載してください。 |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）住所（所在地） |  |
|  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）屋号・氏名又は法人名 |  |
|  |
| 郵 便 番 号 | 　－ | 電 話 番 号（代表） | －　　　　－ |
| 経理担当者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先電話番号：　　　　－　　　　－　　　　　）　 |
| 記入者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先電話番号：　　　　－　　　　－　　　　　）（電子メール：　　　　　　 　　　　　　　　　　） |
| 支 払 方 法[該当を○で囲む] | ２ 口座振替払(口座振込)　・　３ 隔地払(送金通知書)　・　４ 隔地払(振替払出証書) |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）金 融 機 関 名（払渡店） |  | 支払方法が「２又は３」の場合記入[注意事項５] |
|  　　　 銀行　　　　　　　　　　　支店（金庫） |
| 預 金 種 別[該当を○で囲む] | １ 普通・総合　　 ２ 当座　　 ４ 貯蓄　 　９ その他（　　　） | 支払方法が「２」の場合記入 |
| 金融機関・支店番号 | ・ | 口 座 番 号 |  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）口 座 名 義 人 |  |
|  |
| 公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入 |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）別口普通預金口座 |  | 前払金専用口座登録時の注意（兵庫県機関向け）･･･債権者コードの末尾（11桁目）に「A（大文字、半角）」、（複数口座があるときはB,C～とする）。氏名（漢字）の前に「（前金）」を入力 |
|  　銀行　　　　　　　　　　　支店（金庫） |
| 金融機関・支店番号 | ・ | 口 座 番 号 | （普通） |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）口 座 名 義 人 |  |
|  |
| 上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。　　　　　年　　月　　日兵庫県あて住　所（所在地）氏名又は法人名等代表者の職氏名※１　登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項６を参照。※２　本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書　・印鑑登録証明書　等【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード　・運転免許証　・パスポート　・各種健康保険証　等 |

（注意事項）

１　この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。

２　登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が４年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。

３　原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。

４　登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録書を提出してください。ただし、法人の代表者名のみが変更になった場合は提出不要です。また、経理担当者又は記入者の氏名又は連絡先のみが変更になった場合も、提出不要です。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。

５　支払方法が「３ 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか１行を記入（支店名は不要）してください。

６　この債権者登録書の提出とともに、登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。

　【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書　・印鑑登録証明書　等

　【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード　・運転免許証　・パスポート　・各種健康保険証　等の公的書類（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）

本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。なお、その印鑑は、金融機関届出印である必要はありません。